

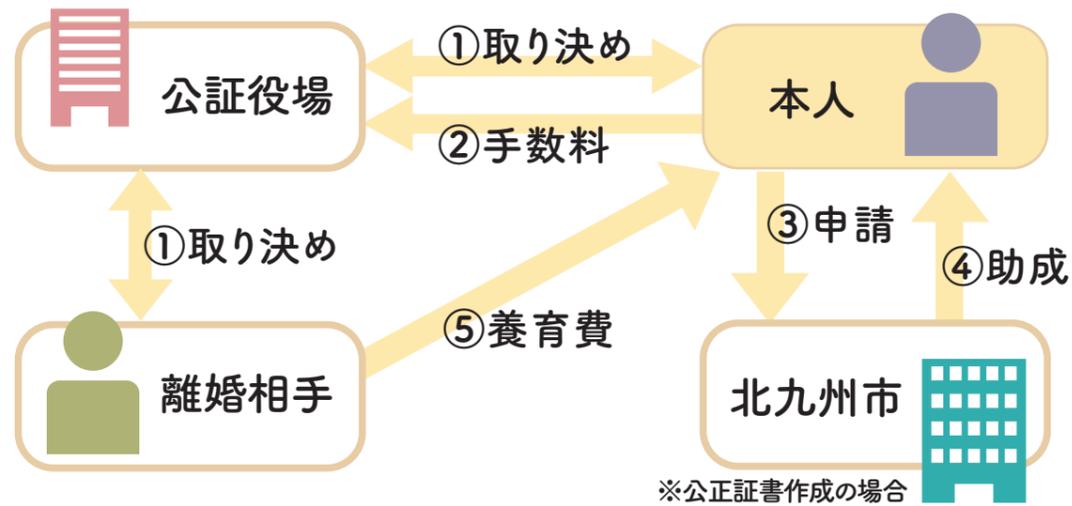
養育費確保サポート事業



1 公正証書等作成支援事業

養育費について文書で取り決めをしておくことは、養育費を確保するうえでとても大切です。取り決めは、公正証書や調停調書など公的な書類にしておくことで、養育費不払いの際に差し押さえ等ができるようになります。

公証役場や家庭裁判所で公正証書や調停調書を作成した際に、本人が負担した費用を市が助成します。

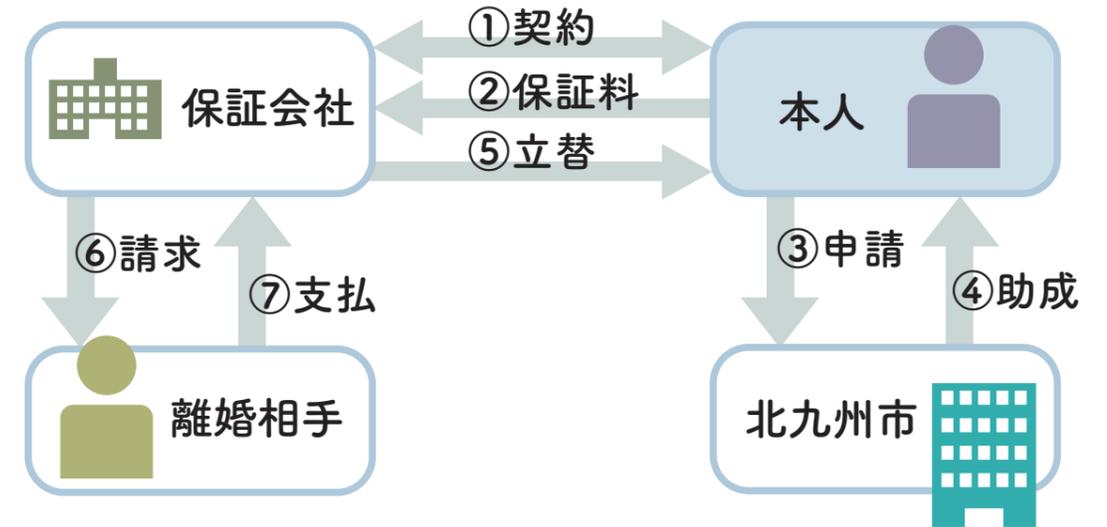


- 対象者**
 - 北九州市にお住まいのひとり親家庭の母又は父
 - 令和3年1月以降に、公正証書*や調停証書等による取り組みを作成した方など
*強制執行認諾約款付公正証書
- 助成内容** 公正証書や調停調書の作成等に要した費用(手数料など)
- 助成金額** 負担額を助成 **上限5万円、1人1回限り**
- 申請方法** 公正証書等を作成した日(令和3年1月1日以降の日に限る)から起算して6ヵ月以内に必要書類を揃えて、母子・父子福祉センターにお申し込みください。(区役所での受付はできません。)

2 養育費保証支援事業

文書による取り決めをしてもなお養育費が確保できない場合、保証会社と養育費立替の契約をすることで養育費を確保することもできます。

保証会社と保証契約を締結した際に、本人が負担した費用を市が助成します。



- 対象者**
 - 北九州市にお住まいのひとり親家庭の母又は父
 - 令和3年1月以降に、養育費保証契約を締結した方など
- 助成内容** 保証会社との契約に要した費用(保証料)
- 助成金額** 保証料として支払った月額養育費1ヵ月分を助成 **上限5万円、1人1回限り**
- 申請方法** 養育費保証契約を締結した日(令和3年1月1日以降の日に限る)から起算して6ヵ月以内に必要書類を揃えて、母子・父子福祉センターにお申し込みください。(区役所での受付はできません。)

3 養育費相談アドバイザー事業

公正証書等の作成に至るまでのサポートをはじめ、養育費全般の相談を受け付けます。

問い合わせ窓口 **北九州市立母子・父子福祉センター** TEL **093-871-3224**

※手続きに必要な書類など詳細については、北九州市ホームページをご覧ください。▶

